

消防法令に基づいて設置されている

# 旧規格消火器は

# 2021年12月31日

# までに交換が必要です。



適応火災のマークが  
「文字表示」の消火器は、  
新規格消火器に 2021年12月31日  
までに交換してください！



消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011年1月1日の規格省令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは2021年12月31日までです。2022年1月1日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いいたします。

# 消防法令に基づいて設置されている 旧規格消火器は2021年12月31日までに交換が必要です

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011年1月1日の規格省令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは2021年12月31日までです。2022年1月1日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いいたします。

なお、製造年が2012年以降のものは旧規格消火器ではありません。製造年が2011年以前のものについて、次の内容を確認して下さい。

## 適応火災マークを確認してください！

## 適応火災のマーク



文字表示の消火器は、  
交換が必要です。



絵表示の消火器は、  
今後も設置可能です。



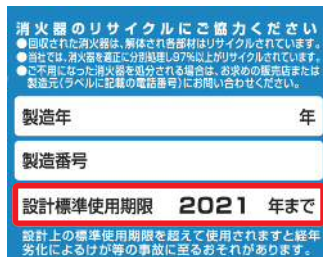
## 消火器の設計標準使用期限はおおむね10年です

見た目が新しく見える消火器でも、長い間設置していると経年で不具合が生じることがあります。メーカーが推奨する消火器の設計標準使用期限は製造よりおおむね10年（住宅用消火器はおおむね5年）です。

新規格の消火器の本体には「設計標準使用期限」が書かれています。設計標準使用期限が書かれていない消火器は旧規格ですので、早めの交換をお願いします。

ご家庭等に自主的に設置している消火器については、消防法令上の交換義務はありませんが、使用期限内での交換を推奨します。

なお、新規格の消火器の本体には「設計標準使用期限」が書かれています。設計標準使用期限が書かれていない消火器は旧規格です。



## ご不要になった消火器はお近くの販売店へ

ご不要の消火器は廃棄の窓口となる「特定窓口」（消火器販売店等）または「指定引取場所」（メーカー営業所等）へお持ちください。

お近くの窓口は消火器リサイクル推進センターのホームページまたはお電話（03-5829-6773）でご確認できます。



廃棄窓口はスマホで検索



一般社団法人 日本消火器工業会  
〒111-0051 東京都台東区蔵前 3-15-7  
TEL : 03-3866-6258  
FAX : 03-3864-5265  
www.jfema.or.jp



【お問合せ先】 ※管轄の消防署にお問い合わせ下さい。

葵 消防署 054-255-0119      駿 河消防署 054-280-0119  
千代田消防署 054-263-1295      清 水消防署 054-367-3119  
港 北消防署 054-363-0119      日本平消防署 054-335-0119  
島 田消防署 0547-37-0119      吉 田消防署 0548-32-1141  
牧之原消防署 0548-53-0119